

議案第52号

更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定の件

更別村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年更別村条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月11日提出

更別村長 西山 猛

1 理 由

印鑑登録者本人が印鑑登録証明の交付を申請する場合の利便性向上を図るため、この条例を制定しようとするものである。

2 要 旨

- (1) 印鑑登録者本人が印鑑登録証明の交付を申請する場合に、個人番号カードの提示により、印鑑登録証明書の交付ができるよう規定を追加する。
- (2) 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とする規定を追加する。

更別村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

更別村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年更別村条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第12条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証を持参し、印鑑登録証明交付申請書により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。<u>ただし、印鑑登録者が自ら申請をする場合であって、村長が規則で定める方法により、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認したときは、印鑑登録証の添付を省略することができる。</u></p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p>第13条の2 印鑑登録者は、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものに限る。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第12条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証を持参し、印鑑登録証明交付申請書により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2の改正規定は、令和6年3月29日から適用する。